

「三重の木づかい条例（仮称）中間案」に対する意見募集結果及び意見に対する当検討会の考え方（案） R3. 2. 17Ver.

- 1 意見募集期間 令和2年12月24日（木）～令和3年1月22日（金）
- 2 意見募集の結果 意見提出件数：27件（意見提出者数：11名）
- 3 意見の概要 下記のとおり

No.	該当箇所	意見の概要	当検討会の考え方（案）
1	全般	県産材を積極的に利用することで森林の循環を図るこの条例は大変重要だと考えます。	本条例への賛同の御意見、ありがとうございます。引き続き、検討会として本条例の制定に向けた取組を進めてまいります。
2	全般	前文にある通り、木材のなかでも県産材を使うことで、三重県の県土や自然環境を保全し、地球温暖化の防止等に貢献するとともに、過疎化の進む地域経済の活性化にも寄与することになります。このような県産材を優先して使うことを進める条例の制定に大いに賛同します。 また、早期に条例が制定され、具体的な施策が進められることを期待します。	本条例への賛同の御意見、ありがとうございます。引き続き、検討会として本条例の制定に向けた取組を進めてまいります。
3	全般	県産材の利用を最も優先するとしていることは、いいことだと思います。 三重県は、県土の60%以上を森林におおわれている森林県でもあり、全国的にも民間製材業者の多い地域でもあるので、県産材を利用することは重要であると考えます。	本条例への賛同の御意見、ありがとうございます。引き続き、検討会として本条例の制定に向けた取組を進めてまいります。

4	全般	<p>なぜこの条例が必要なかわからない。</p> <p>先ず、三重の森林づくり条例の中にすべて盛り込まれている項目がほとんどと思われる。あえて、この三重の木づかい条例を制定する理由がわからない。</p> <p>前文の中で「三重の森林づくり条例（平成十七年三重県条例第八十三号）と相まって、森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるとともに——」とありますが、ならば、執行部に対して、この三重の森林づくり条例制定後の成果を、確認していくのが役目ではないのか？</p> <p>県の責務・市町の責務などあげられているが、これも三重の森林づくり条例の言い換えに過ぎない。</p> <p>特に、森林所有者の責務が挙げられていますが、森林のほとんどが、一般所有者に何が出来ますか？木材価格の安い中で？</p> <p>里山に近い森林は、戦前に木炭などにするために伐採した、雑木林に、国の森林政策などにより、戦後大量に植林したものが15年20年たち、昭和60年頃から、間伐材が足場丸太として、高値で売買されるのを目のあたりにして、木炭の需要が減り、売れない雑木林を切り開き植林、戦前食料増産のため開墾し、戦後耕作しなくなった、田畑を山に変え、植林され20年25年たったとき、お金を出さないと間伐できない状況になり、放置され樹齢50年60年を経たものがほとんど、手入れされていない樹齢50年60年では、建築材としては、胴縁などの板材</p>	<p>本条例の必要性については、三重の森林づくり条例が三重の森林を守り、又は育てることに関する施策を推進するという「川上」の観点からの条例であるのに対して、本条例は木を使う側である「川下」の観点から、県産材をはじめとする木材を利用することが県民の快適で豊かな暮らしの実現につながるということを重視して県産材をはじめとする木材利用を推進するために制定しようとするものであり、三重の森林づくり条例とは別に本条例を制定する必要性があると考えます。一方で、本条例と三重の森林づくり条例は密接な関係を持つものであり、本条例と三重の森林づくり条例が相まって、森林の有する多面的機能の持続的な発揮といった目的の実現を目指しています。</p> <p>中間案における第7条の「森林所有者等の責務」については、木材利用の推進の前提として、森林所有者等が県産材の供給に大きな役割を果たすことが期待されることから設けているものです。森林所有者等を取り巻く厳しい現状については検討会としても認識しており、本条例により更なる県産材の利用の推進が図られることで、森林所有者等の方々にも好影響が及ぼされることを期待しています。</p> <p>その他のご意見につきましては、委員間で共有し、県の森林・林業施策に対する監視・評価など、議員活動の参考にさせていただきます。</p>
---	----	---	---

	<p>か、間柱程度、そのほとんどはバイオマスの燃料ですよ。山の木を切って市場などに出荷することを業としている素材業者、この方々の買入平均価格をご存じですか？10アール（1反歩）あたり3、4万円くらい、林道などの近くでこの価格、無ければ買っても貰えない。もちろんこのような価格では、伐採後そのまま放置になります。このような伐採後放置される山も沢山見られます。伐採後、植林し樹齢80年100年の木を育てるのにいくら掛かるかご存じですか？</p> <p>限られた面識しか持たない森林所有者はどうにもならないから放置、所有者が相続などで代わり、境界や山の場所さえわからない現実、その中で「木づかい条例」どんなんでしょうか？</p> <p>「(森林所有者等の責務) 第七条 森林所有者等は、基本理念にのっとり、多様な需要に応じた良質な県産材の供給に資する要素の森林の適切な整備及び保存に積極的に努める」と有りますが――</p> <p>自分は10町歩あまりの山を、手入れしておりますが、子どもは山仕事など出来るわけもない、このまま放置になるでしょう。さて、一般の森林所有者はどうでしょうか。自分の山がどこかわからない。わかっても手入れすることも出来ない、あるいは荒れ果てている。税金の負担はあっても、収入はゼロの所有者は、山に植林したものの、間伐材が売れるという当てが外れ、山の手入れをしようにも費用が掛かりすぎる事から、</p>	
--	--	--

	<p>放置された山がほとんど、森林所有者の責務など問われても、どうにもならない。このような現状の中で、山林荒廃による災害防止などをどうしていくのか、考えていただくのが本筋ではないのか？</p> <p>林道整備の名の下に整備された林道でさえ、維持管理の費用に市町は難渋し、荒廃して来ています。作業道などは、使用されなくなれば、どうなるかご存じですか？</p> <p>林業家（造林業者）は、その厳しい環境に有っても、150年200年の木を育てる努力をされています。その支援をどうするかが問題ではないでしょうか？林業に対する国の補助制度は、ずいぶん手厚いです。それだけで良いのか考えてほしい。</p> <p>尾鷲檜はブランドです。三重の木はブランドか？市町などは、なんとかの木などと名付けていますが、市場で通用していますか？補助金をもらうためのブランドだけですよね。</p> <p>林業家（造林業者）が100年150年かけて育てた檜や杉の立米単価が上がるのが林業家の成り立っていく基本です。立米あたり20万30万円の木を育てるために努力されているのです。立米単価1万円や2万円の杉や檜の木材単価ではなすべきすべも有りません。どうにもならない、荒廃森林をどうしたら整備出来ますか？木材単価を森林の育成に見合う単価にするための方策はいかがでしょうか？</p>	
--	--	--

	<p>木造建築の構造や仕上げの変化により、きれいな柱、大きな梁や桁が見える、真壁構造の家が少なくなり、大壁仕上げの見た目にきれいな外観、内装仕上げを持った家が多くなり、材木の扱いが大きく変化し、安い方が良いという傾向になっています。</p> <p>問題点は、必要以上に材木の乾燥を求め、本来の材木の質を弱めると共に、集成材としての材木の使用を求めたりしている。計算上の強度はあるかもしれませんが、経年変化、接着剤の耐用年数などは、計算では出ないものと考え、材木の利用の規制も考える必要があるのではと疑問を持ちます。1000年育てた木は、建築物に利用すると、1000年持つという宮大工の言葉があります。</p> <p>内装に大断面の梁や桁が見え、内装材としての杉や檜などの板材が多く使われるそんな建築文化、そして気候風土に合った建築が多くなれば、「三重の木づかい条例」などいらないはず。建築の設計・施工一体となる応援体制で、木の文化を創造し三重の木がブランドになるようにしていかないと、この「三重の木づかい条例」で、建築により多く幅広く、木が使われていくとは思わない。まして、今後は少子化や人口減少により、住宅の需要はますます少なくなり、材木の需要は大きく変わっていくでしょう。</p>	
--	--	--

No.	該当箇所	意見の概要	当検討会の考え方（案）
		<p>松阪市のウッドピアなどで、開かれる木材の市、回数もずいぶん減りました。もちろん製材工場も激減です。それでも、必要とされる木材は、4割程度かと思います。不足部分は他県特に岐阜や長野、静岡や岡山などの木材が入荷しています。多分、大口町の市場や他県の市場に頼り、特に檜のほとんどが天竜や東濃材で占めているのではないのでしょうか？</p> <p>奈良県桜井市が本社の西垣林業、三重県にも沢山の森林を持っています。どんなブランド化をしているか、見てますか？東京本社ですが木原造林、津市美杉町や大台町にも営業所があり、森林を沢山持ち、松阪ではウッドピアで木原造林の木材として記念市を開催しています。木原のブランドですよ。</p> <p>最後に、人工林は最後の最後まで人が手をかけないと、大変なことになっていきます。そして、国の森林政策の誤りのツケが今の問題です。森林には100年単位の政策が必要です。針葉樹森林が多すぎるといっても過言では有りません。どうすれば減らすことが出来るのでしょうか。</p>	

No.	該当箇所	意見の概要	当検討会の考え方（案）
5	全般	<p>「三重の森林づくり条例」の内容と趣旨が重複する点があります。</p> <p>三重県産材の消費拡大が目的であると考えますと川下に重点を絞った方が理解しやすいと考えます。(如何にして三重県産木材の商品開発を推進するか)</p> <p>(長時間かけて作られました内容にケチをつけるようで大変失礼します)</p>	<p>三重の森林づくり条例が三重の森林を守り、又は育てることに関する施策を推進するという「川上」の観点からの条例であるのに対して、御意見のとおり、本条例は木を使う側である「川下」の観点から、県産材をはじめとする木材を利用することが県民の快適で豊かな暮らしの実現につながるということを重視して県産材をはじめとする木材利用を推進するために制定しようとするものです。一方で、本条例と三重の森林づくり条例は密接な関係を持つものであり、本条例と三重の森林づくり条例が相まって、森林の有する多面的機能の持続的な発揮といった目的の実現を目指すこととしています。</p> <p>なお、「県産材の商品開発の推進」については、中間案における第 15 条第 6 号の「県産材の魅力の向上の促進及び県産材の国内外への販路拡大」にその趣旨が含まれると考えており、その旨を逐条解説（後日、三重県議会ウェブサイトで公開予定）に記述することといたします。</p>

No.	該当箇所	意見の概要	当検討会の考え方（案）
6	全般	<p>「努めるものとする」という表現が多く、積極性や意気込みに欠けるような印象を受ける。</p>	<p>「努めるものとする」という表現は、県以外の主体の責務規定と「第4章 施策の推進」に用いているものですが、県以外の主体の責務規定については各主体の自主性を尊重することが適切であるため、また、「第4章 施策の推進」については他の条例との均衡も考慮し、県執行部において組織運営・予算上の事情に応じて柔軟に対応できるようにするため、義務の度合いを緩やかにしているものです。</p> <p>御意見を踏まえ、中間案における第18条（体制の整備）の規定については、「第3章 基本的施策」の規定と合わせ、「努めるものとする」を「努めなければならない」に改めることとします。（中間案における第19条（財政上の措置）については、他の県条例における「財政上の措置」規定との均衡の観点から、「努めるものとする」という文言から変更することは困難です。）</p> <p>なお、「第4章 施策の推進」以外の県が主体となる規定については、「ものとする」や「努めなければならない」という表現により、他の規定より義務の度合いを高めています。</p>

No.	該当箇所	意見の概要	当検討会の考え方（案）
7	全般	<p>事業者の定義が曖昧</p> <p>何故、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者、教育関係事業者と区別する必要があるのか理解に苦しみます。法律のように「事業者」の一括りで良いように感じます。条例第15条5号では「関係事業者」と一括りの表記がある一方、条例18条では逆に事業者の羅列が見られ、「…教育関係者等並びに県民及び事業者…」と等が意味なく登場します。</p>	<p>本条例では、他県の条例の構成も参考に、木材利用の推進にそれぞれの立場で大きな役割を有する「森林所有者等」、「林業事業者」、「木材産業事業者」、「建築関係事業者」及び「教育関係者等」について、一般的な「県民及び事業者」とは別に責務規定を設けることで、それぞれの立場に応じた役割が十分に発揮されることを期待しています。</p> <p>「関係事業者等」と個々の事業者等の羅列が混在しているとの御指摘については、中間案における第15条第5号は中間案における第18条等の他の規定とは異なり「森林所有者等、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者及び教育関係者等」のみが対象であるため「関係事業者等」と括ったほうがわかりやすいのではないかと考えたものですが、御意見を踏まえ、他の規定との統一性を重視し、中間案における第15条第5号中の「関係事業者等（森林所有者等、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者及び教育関係者等をいう。）」を「森林所有者等、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者及び教育関係者等」に改めます。</p>
8	全般	<p>条文の中に引用している法律、条例などの部分について、注釈等で具体的に書かれていないと、内容がわからない。</p>	<p>条文で引用する法律や条例の内容については、条文自体に注釈等で記入することは条例としての体裁上困難ですが、逐条解説（後日、三重県議会ウェブサイトで公開予定）に記述することといたします。</p>

9	前文	<p>木材の定義を始めに規定すべき</p> <p>前文で「県産材をはじめとする木材（以下単に「木材」という。）」としておきながら、前文末尾で「・・・木材、その中でも県産材を最も優先して利用する」</p> <p>これを合わせますと、「県を挙げて木材利用の推進を図り、木材（県産材をはじめとする木材）、その中でも県産材を最も優先して利用する・・・」となり、県産材が重複することになります。</p> <p>前文、11行目、「・・・様々な分野で木材や木製品に代わりその他の素材や製品が使用され、・・・」、製品を定義づける修飾語がありません。「・・・その他の素材や木製以外の製品・・・」とするか、前文5行目、「木材の定義の中で、県産材をはじめとする木材、及び木製品（以下単に木材という）」のように、「木材」の中に木製品も含めてしまっても如何でしょうか？</p>	<p>「木材、その中でも県産材を最も優先する」という表現については、「木材」を「県産材をはじめとする木材」に置き換えると、「県産材をはじめとする木材、その中でも県産材を最も優先する」となり、確かに「県産材」という用語は2回出てくることとなりますが、「県産材を含む木材全体の中で県産材を最優先とする」という趣旨であり、意味として重複しているとは考えておりません。</p> <p>「その他の素材や製品が使用され」という表現については、「その他の」という修飾語が「素材」及び「製品」にかかっているという整理でしたが、御意見を踏まえ、用語の明確化という観点から、「木材」及び「県産材」の定義の中に「木製品」も含まれるようにいたします。</p> <p>具体的には、前文第2段落中「県産材をはじめとする木材（以下単に「木材」という。）」を「県産材をはじめとする木材（これを使用した木製品を含む。以下単に「木材」という。）」に改めるとともに、第2条第1号の「県産材」の定義も「三重の森林づくり条例第二条第三号に規定する県産材（これを使用した木製品を含む。）をいう。」に改め、それらに伴い、第2条第2号中の「(木材を使用した木製品を使用することを含む。）」、中間案における第9条中の「(木材を使用した木製品を含む。）」及び中間案における第15条第6号中の「(県産材を使用した木製品を含む。以下この号において同じ。）」を削ることとします。また、前文中の「木材や木製品に代わり他の素材や製品が使用され」については、「木材に代わり他の素材等が使用され」と改めることとします。</p>
---	----	---	--

No.	該当箇所	意見の概要	当検討会の考え方（案）
10	前文	<p>公共建築物とは国又は地方公共団体が整備する公共の用又は公用に供する建築物（公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律第2条1項）です。</p> <p>前文、19行目の「・・・県、市町等が整備する・・・」の等は不要と思われます。</p>	<p>公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律第2条第1項に規定する「公共建築物」には、「国又は地方公共団体が整備する公共の用又は公用に供する建築物」（第1号）のほか、「国又は地方公共団体以外の者が整備する学校、老人ホームその他の前号に掲げる建築物に準ずる建築物として政令で定めるもの」（第2号）が含まれており、前文中の「県、市町等」の「等」には、後者に該当する公共建築物を整備する学校法人や社会福祉法人などを想定しています。</p>
11	前文	<p>「木材、その中でも県産材を最も優先して利用する「三重の木づかい」を進める」の部分は、「木材」が浮いてしまっているように思うので、「木材を優先して利用し、その中でも県産材を最も優先して利用する「三重の木づかい」を進める」のようにしてはどうですか。</p>	<p>「木材」が浮いてしまっているという御意見を踏まえ、「木材」を削ることとします。</p>
12	第一条（目的）	<p>目的については賛同する。ただし、南北に長く地域の独自性に大きな差異のある三重県においては、それぞれの独自性を発揮した地方創生を進めるため、理念条例にとどめるべきである。</p>	<p>目的への賛同の御意見、ありがとうございます。</p> <p>本条例は、木材利用の推進に向けて、県が行うべき取組について規定するほか、木材利用に関係する各主体が、地域の特性を含め、それぞれの立場に応じた役割を果たしていただくための理念的な規定を整備するものであり、県以外の主体に具体的な義務を課すようなものではないと考えています。</p>

No.	該当箇所	意見の概要	当検討会の考え方（案）
13	第二条 (定義)	県産材の定義は始めに規定すべき 条例第 15 条 6 号で県産材の定義が出てきますが、木材の定義も含め前文でしておくべきと感じます。	中間案における 第 15 条第 6 号における「県産材（県産材を使用した木製品を含む。）」という定義は、あくまで同号に限った定義という整理でしたが、用語の明確化という観点から、他の条文における「県産材」についても県産材を使用した木製品を含むこととし、第 2 条第 1 号の「県産材」の定義を「三重の森林づくり条例第二条第三号に規定する県産材（これを使用した木製品を含む。）をいう。」に改めることとします。
14	第二条 (定義)	「県産材」の定義について、この定義によると、他県の製材・加工施設で加工されたものでも良いということになります。そのことを否定するつもりはないのですが、他の箇所でも県内の木材産業の活性化について何度も言及されていますので、もう少し、県内の木材産業を応援するような文言（県内の製材・加工事業者が供給可能な製品を使用した建築設計の推奨など）があっても良いのではないかと思います。	御指摘のとおり、本条例における「県産材」については、三重の森林づくり条例と同様、三重県の区域にある森林から生産された木材であれば、県外で加工等がされたものも含まれることとなります。一方で、三重の森林づくり条例と異なり、本条例は木材全般を対象とすることから、県内の木材産業事業者で取り扱う木材については県産材でなくても利用推進の対象としているところであり、本条例は木材産業事業者の健全な発展に資するものと考えています。
15	第二条 (定義)	第 4 号で公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律を「法」と略称していますが、後から出てくるときに何の法律かわかりにくいので、「公共建築物等木材利用促進法」という略称にしてはどうですか。	御意見を踏まえ、第 4 号中の「以下「法」という。」を「以下「公共建築物等木材利用促進法」という。」に改めるとともに、 中間案における 第 13 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項中の「法」も「公共建築物等木材利用促進法」に改めることとします。

No.	該当箇所	意見の概要	当検討会の考え方（案）
16	第二条 (定義)	<p>下記の点が理解しづらいです。</p> <p>第7号の木材産業事業者の説明で「木材の加工又は」とありますが、又はではなく及びではないでしょうか。第8号の建築関係事業者も同様です（又はということはどちらかと解釈します）</p>	<p>「木材産業事業者」の定義については、木材の加工事業のみを行う者、あるいは木材の流通事業のみを行う者も「木材産業事業者」に含まれるよう、「又は」を用いています。</p> <p>「建築関係事業者」の定義については、建築物の設計事業のみを行う者、あるいは建築物の施工事業のみを行う者も「建築関係事業者」に含まれるよう、「又は」を用いています。</p> <p>なお、法令や他県の条例の例に鑑みると、「又は」を用いた現在の定義規定でも、必ずしも二者択一ではなく、「木材産業事業者」については「木材の加工及び流通の事業を行う者」が、「建築関係事業者」については「建築物の設計及び施工の事業を行う者」が、それぞれの定義の中に含まれると解されます。</p>
17	第三条 (基本理念)	<p>第3条第1項 …資することに鑑み…</p> <p>三重の森林づくり条例や法律ではひらがな表記（かんがみ）になっています。敢えて、漢字表記にしたのは深い意味があるのでしょうか？</p>	<p>平成22年11月の常用漢字表の改正により、「鑑」の音訓として「かんがみる」が追加され、それ以後に制定される法令については改正後の常用漢字表に従うこととされたことに伴い、「鑑み」を使用しています。</p>
18	第三条 (基本理念)	<p>下記の点が理解しづらいです</p> <p>第3号の「木材の経済的価値の向上」という意味</p>	<p>第3号の趣旨は、木材利用の推進が、木材の品質の向上や有効利用の促進、販路の開拓等により、木材の高付加価値化や需要拡大など木材の経済的価値の向上が図られるように行われることにより、林業や木材産業の健全な発展、ひいては地域経済の発展につながるよう行われるべきであるというものです。</p>

No.	該当箇所	意見の概要	当検討会の考え方（案）
19	第五条 (市町の責務)	この条例案では第5条で市町の責務が取り上げられています。「みえ森と緑の県民税」「森林環境譲与税」が市町に多くの金額が配分されるようになっている現在では、市町がその財源を有効に活用し、責務を果たしてゆくことがこの取り組みを進める上で欠かせないと考えております。	<p>検討会としても、市町が木材利用の推進に重要な役割を有していると認識しています。市町からの意見も踏まえ、県とともに市町が公共建築物等木材利用促進法で定められている地方公共団体の責務を十全に果たせるよう、中間案における第5条（市町の責務）と第6条（市町に対する支援）を合わせて、次のとおり第11条として「県と市町との協働」という規定を設けることとします。</p> <p>（県と市町との協働）</p> <p>第11条 県は、市町が木材利用の推進に重要な役割を有していることに鑑み、基本理念を踏まえつつ、県とともに公共建築物等木材利用促進法第四条に規定する責務を十全に果たすことができるよう、市町に対し、その地域の特性に応じ、県と協働して、木材利用の推進に関する施策を策定し、及び実施するとともに、その整備する公共建築物等において木材利用に積極的に努めることを求めるものとする。</p> <p>2 県は、市町が実施する木材利用の推進に関する施策の策定及び実施を支援するため、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるものとする。</p>

No.	該当箇所	意見の概要	当検討会の考え方（案）
20	<p>第五条 (市町の責務)</p>	<p>都道府県と市町村の条例に優劣関係はない。三重県条例で県下市町の責務を定めるのなら、まずは県下市町と十分な協議を行い、全ての市町の承諾を得た後に定めるといった丁寧な手続きが必要である。一方的に定める場合、実効性が担保されないと考える。</p>	<p>市町からの意見も踏まえ、県とともに市町が公共建築物等木材利用促進法で定められている地方公共団体の責務を十全に果たせるよう、中間案における第5条（市町の責務）と第6条（市町に対する支援）を合わせて、次のとおり第11条として「県と市町との協働」という規定を設けることとします。</p> <p>（県と市町との協働）</p> <p>第11条 県は、市町が木材利用の推進に重要な役割を有していることに鑑み、基本理念を踏まえつつ、県とともに公共建築物等木材利用促進法第四条に規定する責務を十全に果たすことができるよう、市町に対し、その地域の特性に応じ、県と協働して、木材利用の推進に関する施策を策定し、及び実施するとともに、その整備する公共建築物等において木材利用に積極的に努めることを求めるものとする。</p> <p>2 県は、市町が実施する木材利用の推進に関する施策の策定及び実施を支援するため、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるものとする。</p>
21	<p>第六条 (市町に対する支援)</p>	<p>県の条例で市町の責務を定めるのなら、その支援は情報提供や技術的助言といった「実態の見えないもの」でなく、「十分な財政支援、人的・労力的支援」といった「目に見える支援」を含めるべきである。</p>	<p>「その他の必要な措置」の中に財政的、人的といった支援措置も含まれ得ると解されますが、実際にどのような支援が講じられるかは、本条例の制定後、県において、財政事情等も踏まえ判断されることとなります。</p>

No.	該当箇所	意見の概要	当検討会の考え方（案）
22	<p>第十一条 （教育関係者等の責務）</p>	<p>森林環境教育及び木育（以下「森林教育」と総称する。）のところで、便宜上この条例内で「森林教育」とするのであればよいと思いますが、実際にいろんな場面で使う場合は、「木育」という言葉を残してほしいと思います。</p> <p>「木育」は「木が好きな人を育てる活動」であると思うので、まだ言葉がしゃべれない乳児は、五感でもっと感じるものなので「教育」というと少し違う気がします。</p> <p>ただ、森林環境教育と木育の活動を分けるものでもないと思います。</p> <p>木材利用に限らずですが、森のこと山のこと木のことをいろんな人と共有することが大切だと思います。イベントなどできるだけ街中で行い、木を使ったセンスの良い空間を作って、企業や飲食業などたくさんの方にみてもらうことで、木材利用につながっていくと思います。</p>	<p>本条例においては、令和2年10月に本県において「みえ森林教育ビジョン」が策定され、今後本県が推進する森林環境教育・木育について、双方を一体的な取組にしていけるよう「みえ森林教育」として改めて定義し直していることを受け、森林環境教育及び木育を「森林教育」と総称する旨規定しています。</p> <p>一方で、実際に教育関係者等などが取り組まれている活動について、「木育」という用語を使用することを否定するものではありません。</p> <p>本条例では、御意見の趣旨も含むものとして、中間案における第16条として「森林教育、普及啓発等」を規定し、木材利用の推進に関する県民及び事業者の理解を深め、木材利用の推進に向けた県民及び事業者の気運の醸成に努めることとしています。</p>

No.	該当箇所	意見の概要	当検討会の考え方（案）
23	第十三条 （木材利用 方針）	<p>知事が目標を設定するのは「県の整備する公共建築物」に限定すべき</p> <p>第13条 「知事が市町（県の公共事業を除く）の木材利用目標を定める」、それも、「定量的に定める」とありますが、努力目標とは言え、評価基準が明らかにならない段階で、勝手に知事に市町の定量的数値目標を決めて頂いては困ります。</p> <p>公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（以下法といいます。）第8条第2項に規定されているように、知事が目標を設定するのは「県の整備する公共建築物」に限定すべきで、県の区域内（市町）の公共建築物に関しては基本的事項に止めるべきであります。法律を超えて条例を設定するのであれば、市町長との十分な議論が必要と感じます。</p> <p>法第9条の趣旨からすれば、市町自らが市町方針を定め、目標の設定を促すのが県の役割です</p>	<p>第2項第1号の「木材利用の推進に関する目標」については、概念としては市町の木材利用も含まれるものですが、県以外の主体による公共建築物以外も含めた木材利用の目標を幅広く定めることを意図するものであり、市町の木材利用に特化した目標を設定することは想定していません。また、あくまでこれは県が施策を実施するに当たっての目標であり、県以外の主体になんらかの義務付けを行おうとするものではありません。</p> <p>なお、第4項の「定量的に定めるよう努めなければならない」対象となるのは、「木材利用方針において定める法第八条第二項第二号の目標」、すなわち「本県が整備する公共建築物における木材の利用の目標」であり、市町を含む県以外の主体に関する目標は、その対象ではありません。</p>
24	第十三条 （木材利用 方針）	<p>第4項について、目標を定量化することは素晴らしいことだと思います。合わせて、目標を達成できたかどうかの報告（公表）と改善のための検討を行うことを盛り込んで頂くべきかと思えます。</p>	<p>第6項において、毎年一回、木材利用方針に基づく施策の実施状況について議会に報告するとともに、これを公表しなければならないこととしており、「施策の実施状況」の中には目標の達成状況も含まれると考えます。その報告を受け、議会において適切に監視・評価を行ってまいります。</p>

No.	該当箇所	意見の概要	当検討会の考え方（案）
25	第十四条 (県の率先 利用)	<p>第1項について、概要版では木材利用について「木造・木質化」と書いてあるのですが、ここでは木質化の部分が弱められているように思います。解釈の仕方によっては、主要構造部にさえ県産材を使用すればあとはほどほどに、とも捉えかねません。県内産の優良木を経済的価値の高い方法で活かそうと思えば、あるいは県民への普及啓発効果を考えれば、県民の目や手に触れる箇所（内装）の木質化の重要性は、構造部の木造化と比肩すると思います。内装（特に県民がアクセスするスペース）の木質化について、より強く記述していただきたいと思いません。</p>	<p>御意見を踏まえ、県が整備する公共建築物において原則として県産材を使用して木造化・木質化を行うものとするのが明確となるよう、中間案における第14条第1項を次のように改めます。</p> <p>（県の率先利用）</p> <p>第十四条 県は、その整備する公共建築物において、木材利用方針で定めるところにより、原則として県産材を使用し、木造化（建築物の新築、増築又は改築に当たり、主要構造部の全部又は一部に木材を使用することをいう。）又は木質化（建築物の新築、増築、改築又は模様替に当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分又は外壁等の屋外に面する部分に木材を使用することをいう。）を行うものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>なお、本条例案に基づく木材利用方針のベースとなる現行の「みえ公共建築物等木材利用方針」（公共建築物等木材利用促進法に基づく都道府県方針）では、「県は、その整備する公共建築物について、木造・非木造にかかわらず、直接又は報道機関等を通じて間接的に県民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に、木質化を図ることが適切と判断される部分について、木質化を推進するものとする」と定められており、本条例が制定された場合もその考え方は基本的に変わらない旨県執行部に確認しています。</p>

No.	該当箇所	意見の概要	当検討会の考え方（案）
26	第十六条 （森林教育、普及啓発等）	条例第 16 条「森林教育、普及啓発等」は何の普及啓発か分かり難く、「森林教育の普及啓発」か「森林教育、木材利用の普及啓発」どちらでしょうか？	「森林教育、普及啓発等」は、「木材利用の推進に関する県民及び事業者の理解を深めるとともに、木材利用の推進に向けた県民及び事業者の気運の醸成」を図るための手段の例示として「森林教育」と「普及啓発」を挙げているものであり、普及啓発の対象は木材利用の推進です。 なお、「森林教育、普及啓発等」の「等」としては、木材利用の推進に関する県民及び事業者からの相談対応や県民運動の促進などを想定しています。
27	第十八条 （体制の整備）	条例第 18 条 2 項、「…施策を部局の枠を超えて…」部外者には分かり難く、また、そこまで書き込む必要があるほど県組織は硬直化しているのでしょうか？ 書き込むとすれば 「…県組織の枠を超えて…」 ぐらいの方が分かり易いと感じます。	中間案における 第 18 条第 2 項の規定は、県庁内の推進体制の強化を図ることを目的に設けることとしたものです。 「部局の枠を超えて」という表現は、中央省庁等改革基本法第 29 条第 2 号の「府省の枠を超えて」という表現を参考にしたものですが、御意見を踏まえ、また、教育委員会等の行政委員会や警察本部が含まれることを明確にするため、「県の部局等の枠を超えて」に改めることとします。